事　務　連　絡
平成２５年３月５日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担当）

オンライン申請における申請情報の作成方法について（依頼）

平素は，当局の登記事務について格別の御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，オンライン申請システムを利用した登記申請手続においては，申請情報を利用して登記情報に編集できる仕組みとなっており，これを効果的に利用することにより，適正・迅速な登記事務処理を図ることが可能となります。

つきましては，上記システムを利用する場合における申請情報の作成方法につき，別添のとおり留意事項をまとめましたので，貴会会員各位に周知していただきますよう御依頼申し上げます。

オンライン申請の留意事項

項目	入力方法	補足説明
氏名	×　法□務□太□郎 ×　法務□太郎 ○　法務太郎	氏名の表記に，□(空白)は用いない。
	×　ジョン□アワード ○　ジョンアワード	
住所	○　津市丸之内町２番８号法務アパート１０１号 ×　津市丸之内町□２番８号 ×　津市丸之内町２番８号□法務アパート１０１号	住所の表記に，□(空白)は用いない。
	×　津市丸之内町２番８ー１０１号 ○　津市丸之内町２番８－１０１号	「長音」は「ー」を，「ハイフン」は「－」を用いる。
	○　津市丸之内三丁目２番８号 ×　津市丸之内３丁目２番８号	○丁目は漢数字を用いる(一～十丁目，十一丁目)。
原因及びその日付	×　平成２５年１月２３日□新築 ○　平成２５年１月２３日新築 ×　平成２４年２月３日取毀 ×　平成２４年２月３日取壊 ○　平成２４年２月３日取壊し	日付と原因の間に□(空白)を入れない。 「取壊」は，「取壊し」と表記する。
	×　主たる建物 ○　主である建物	
所在	×　津市丸之内一丁目１番地（仮換地丸之内区画整理２街区２画地) ○　津市丸之内一丁目１番地□（仮換地□丸之内区画整理２街区２画地)	番地と(　)の間，仮換地と区画整理区域の間には，□(空白)を入れる。
	×　津市丸之内一丁目２番地□８番地 ○　津市丸之内一丁目２番地、８番地	複数の敷地番がある場合は，涙点（、）で区切る。
	×　津市丸之内一丁目２番地、津市栄町４番地 ○　津市丸之内一丁目２番地(改行) 津市栄町４番地	複数の所在がある場合は，改行する。
種類	×　居宅、車庫 ×　居宅□車庫 ○　居宅・車庫	種類が複数ある場合は，中点(・)で区切る。

構造	× ○	木造瓦葺２階建 木造かわらぶき２階建	瓦は「かわら」と，葺は「ぶき」とひらがなで表記する。
床面積	× × × ○ 	１階１２３・４５(改行) ２階６７・８９ １階１２３．４５(改行) ２階６７．８９ １階□１２３．４５(改行) ２階□□６７．８９ １階□１２３・４５(改行) ２階□６７・８９	階数と面積の間に□(空白)を入れる。 小数点は，中点(・)を用いる。 桁揃えは不要
持分	× ○	持分１，２３４，５６０分の７，８９０ 持分１２３万４５６０分の７８９０	億，万を使用する。 カンマ(，)は不要。
		【表題登記の共有者の持分】 共有者全員につき，「持分○分の１」と表記する。	
その他		【住所の表記】 ・三重県内は，県名を表記しない。 ・政令指定都市及び県名と県庁所在地が同一の場合は，県名を表記しない。 ・会社・法人は，登記事項のとおり記載する。	
		【地積測量図符号】 ・分筆後の予定地番が入力されていれば，地積測量図符号は不要。 ・地積測量図符号に丸付き数字（①②）を使用する場合は，①から⑳までしか使用できないので，他の符号(ア)(イ)(ウ)又はＡＢＣを使用する。	